

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VI 権利闘争

概要

一、仲裁裁定不実施・人事院勧告の凍結について公労協、公務員共闘等はILOに提訴した。仲裁裁定と人事院勧告は、政府がこれまでスト禁止の代償措置であると説明してきたものであり、その不実施・凍結についてのILOの判断はきわめて注目されるところであった。ILO結社の自由委員会はいずれも組合側の申立を認める内容の報告を出し、日本政府の労働基本権侵害を批判した。また、かねてからスト権の立法構想を検討していた公務員共闘は「公務員労働法に関する立法構想」を発表し、立法闘争へのとりくみを強化する方針を打ち出した。公労協ではすでに立法構想を提起しており、これで官公労働者の立法構想が出そろったことになる。一方、経営側の動向としては日経連が公務員にスト権を与えてもいいかの如き見解を出し、その真意はともかく、注目を集めた。

一、第二臨調の基本答申以後国鉄当局は「職場規律の確立」等を掲げ、労務管理体制を強めている。臨調答申と閣議決定の緊急改善策は国鉄当局によってつぎつぎと実施に移されており、「マル生」中止後築かれてきた国鉄労使関係は全面的な再編攻撃の対象となっている。現場協議制の破棄、組合活動の抑制、慣行否認、議員兼職の禁止等々は国鉄労使、とりわけ国労との間に対立・緊張関係を生み出している。そしてこのような動向は「国鉄再建管理委員会」の発足により今後さらに強まるものと思われる。

一、ME(マイクロエレクトロニクス)があらゆる産業分野に広がり、「ME革命」と称される事態が生じ、労働現場に与える影響が重視されるとともに、雇用不安を引きおこしつつある。ME化の進展がさらに予測されるなかで、労働側からの対応策が真剣に検討されつつある。

一、パート時代といわれるほどパートタイム労働者が増大しており、とりわけ婦人パートタイマーの問題は社会問題になりつつある。労働条件の格差、未組織といったパート労働の問題は社外工、派遣労働者など増大する不安定雇用労働者の問題とともにきわめて重要な労働運動の課題となっている。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

